

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示 番号 (注4)
パキスタン	パキスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な同政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	500,000 千円 -----	2020.3.19 イスラマ バードで (同日)	日本側 松田邦紀在パキスタン大使 側 サイヤド・バルクエイズ・アッバズ 財務・歳入・経済省経済担当次官	2020.4.2 108号
パキスタン	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	318,000 千円 2028.12.31 まで	2020.8.6 イスラマ バードで (同日)	日本側 松田邦紀在パキスタン大使 側 スール・ア フムド経済省次官	2020.8.21 338号
パキスタン	パキスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な同政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	500,000 千円 -----	2020.9.8 イスラマ バードで (同日)	日本側 松田邦紀在パキスタン大使 側 スール・ア フムド経済省次官	2020.9.23 397号
パキスタン	パキスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な同政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	1,000,000 千円 -----	2020.12.15 イスラマ バードで (同日)	日本側 松田邦紀在パキスタン大使 側 スール・ア フムド経済省次官	2021.1.21 25号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。